



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月24日
第395号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 訓 令	
※滋賀県職員服務規程の一部改正 (人事課)	1
○ 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出 (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定 (障害福祉課)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	2
道路の供用開始 (道路保全課)	4
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	5
河川区域の廃止による廃川敷地等 (流域政策局)	5
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	5
基本測量実施公告 (監理課)	7
大津湖南都市計画道路事業の公告 (都市計画課)	8
一般競争入札の公告 (下水道課)	8
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (東近江)	11
○ 人事委員会訓令	
※滋賀県人事委員会事務職員服務規程の一部改正.....	11
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正.....	11
○ 正 誤	
令和3年12月17日付け第267号滋賀県告示第623号中.....	12
令和4年12月23日付け第371号道路の指定公告中.....	12

訓 令

滋賀県訓令第1号

滋賀県職員服務規程 (昭和28年滋賀県訓令第9号) の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第13条の見出し中「報告書」を「特別休暇承認報告書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条とする。

第19条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および同法」を削り、「掲げる職員」の右に「および定年前再任用短時間勤務職員」を加え、「地方公務員法第38条」を「同法第38条」に改める。

第22条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事務の引継)」を付する。

第22条の2に見出しとして「(事故等の報告)」を付し、同条第1項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故(公務外の軽微な自損事故を除く。)が発生したとき。
- (3) 交通違反(運転免許の取消しまたは停止を受けるに至るものに限る。)により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第22条の2第2項中「前項の報告書」を「事故等報告書」に、「次の事項」を「当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が地方公務員法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 前項の規定による報告があつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第22条の3に見出しとして「(死亡届の提出)」を付す。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、改正後の滋賀県職員服務規程(以下「新規程」という。)第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

告 示

滋賀県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があつた。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ショートステイじゅう楽	東近江市五個荘金堂町940番地	一般社団法人じゅう楽	東近江市五個荘金堂町940番地	短期入所	2510500602	令和5.3.31

滋賀県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定地域相談支援の種類	指定年月日	事業所番号
障害者相談支援事業所・天の川	犬上郡豊郷町高野瀬678-17	株式会社天の川	犬上郡豊郷町高野瀬678-17	地域移行支援 地域定着支援	令和5.4.1	2531800031

滋賀県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月24日から令和5年4月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	303号	長浜市木之本町古橋字尼ヶ谷2321番1地先から	変更後	最小 9.6m }	3,529.2m	旧道区間の長浜市への移管(令和5.4.1)に伴う道路区域の変更なお現道の供用は従前のとおり(路線重用)国道8号 L=1,014.2m
		長浜市木之本町木之本字五位1566番3地先まで		最大 50.6m		
		長浜市木之本町木之本字早刈803番1地先から	変更前	最小 4.6m }	1,079.3m	
		長浜市木之本町木之本字五位1566番3地先まで		最大 64.8m		
		長浜市木之本町古橋字尼ヶ谷2321番1地先から	変更前	最小 9.6m }	3,529.2m	
		長浜市木之本町木之本字五位1566番3地先まで		最小 4.2m }		
最大 64.8m						
306号	彦根市原町字平野551番地先から	変更後	最小 15.3m }	51.2m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更	
	彦根市原町字平野550番15地先まで		最大 21.8m			
	彦根市原町字平野551番地先から	変更前	最小 13.2m }	51.2m		
	彦根市原町字平野550番15地先まで		最大 16.2m			
307号	大津市牧三丁目字焼野1024番1地先から	変更後	最小 7.0m }	8,950.5m	大戸川ダム建設事業に伴う県道付替による道路区域への変更なお現道の供用は従前のとおり(重用)栗東信楽線 L=12.0m	
	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで		最大 69.0m			
	大津市牧三丁目字焼野1024番1地先から		最小 4.5m }	8,123.0m		
	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで		最大 35.0m			
	大津市上田上大鳥居町字大鳥		最小			

県道	大津信楽線	居山575番6地先から 大津市上田上大鳥居町字上ノ 宮山762番1地先まで		4.8m } 最大 36.4m	2,032.5m	L=15.0m
		大津市牧三丁目字焼野1024番 1地先から	変更前	最小 7.5m } 最大 50.8m	931.5m	
		大津市牧三丁目字焼野1024番 1地先から		最小 4.5m } 最大 35.0m	8,123.0m	
		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808 番436地先まで		最小 4.8m } 最大 36.4m	2,032.5m	
		大津市上田上大鳥居町字大鳥 居山575番6地先から		最小 4.8m } 最大 36.4m	2,032.5m	
		大津市上田上大鳥居町字上ノ 宮山762番1地先まで				
	小浜朽木高島線	変更後	高島市安曇川町南古賀字芋坂 449番1地先から	最小 13.0m } 最大 40.7m	1,079.2m	旧道区間の高 島市への移管 (令和5.4. 1)に伴う道 路区域の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり
			高島市安曇川町南古賀字宮ノ 北出2134番地先まで			
		変更前	高島市安曇川町南古賀字芋坂 449番1地先から	最小 13.0m } 最大 40.7m	1,079.2m	
			高島市安曇川町南古賀字宮ノ 北出2134番地先まで	最小 5.2m } 最大 20.9m	1,066.2m	

滋賀県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月24日から令和5年4月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
宇治田原大石東線	大津市大石小田原一丁目字西海道553番4地先から 大津市大石小田原一丁目字縄手546番地先まで	令和5.3.25 9時	L=129.3m
	大津市大石小田原町字栗谷814番1地先から 大津市大石小田原町字田尻832番1地先まで	令和5.3.25 9時	L=200.7m
大津信楽線	大津市上田上牧町字斧研1096番地先から 甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで	令和5.3.25 15時	L=8,019.0m

滋賀県告示第129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第55号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を令和5年3月24日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・4・50号 桜かや線
- 3 事業施行期間 平成25年8月12日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第130号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川琵琶湖
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 昭和51年4月1日
- 3 廃川敷地等の位置 近江八幡市田中江町水茎入田794番3
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 1,637.26㎡

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ彦根高宮店 彦根市高宮町長田1679、1680-1 彦根市高宮町木爪原1558、1559
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 高木裕
 - (2) 変更後 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康
- 3 変更年月日 令和4年6月27日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者を変更したため
- 5 届出年月日 令和5年2月28日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和5年3月24日から令和5年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前
 - ア 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 株式会社ワッツオースリー販売 大阪府大阪市中央区城見1-4-70住友生命OBPプラザビル5F 代表取締役 越智正直
 - ウ 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 羽田洋行
 - (2) 変更後
 - ア 株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
 - イ 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見1-4-70住友生命OBPプラザビル5F 代表取締役 山野博幸
 - ウ 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康
- 3 変更年月日 平成28年9月5日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者を変更したため
- 5 届出年月日 令和5年2月28日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
米原市まち整備部経済振興局農政商工課 米原市米原1016
 - (2) 縦覧期間 令和5年3月24日から令和5年7月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ彦根高宮店 彦根市高宮町長田1679、1680-1 彦根市高宮町木爪原1558、1559
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社キジタ開発 彦根市高宮町1555番地の1 取締役 北川建一
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 廃棄物等の保管施設の位置および容量 7.5立方メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から23時30分まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から24時まで
 - (2) 変更後
 - ア 廃棄物等の保管施設の位置および容量 13.5立方メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 4 変更年月日 アについては令和5年10月29日、イおよびウについては令和5年3月1日

- 5 変更の理由 アについてはダンボール保管庫を新たに設置するため、イおよびウについては営業時間を24時間に
変更するため
- 6 届出年月日 令和5年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
- (2) 縦覧期間 令和5年3月24日から令和5年7月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和5年7月24日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 有限会社英商事 長浜市東主計町174番地の5 取締役 伏木与司英
- 3 変更しようとする事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社バロー 9時から21時30分まで
株式会社ワッツ西日本販売 9時から22時まで
株式会社ユタカファーマシー 9時から23時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から23時30分まで
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社バロー 9時から21時30分まで
株式会社ワッツ西日本販売 9時から22時まで
株式会社ユタカファーマシー 24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 4 変更年月日 令和5年3月1日
- 5 変更の理由 建物3の「ドラッグユタカ」において、営業時間を24時間に変更するため
- 6 届出年月日 令和5年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
米原市まち整備部経済振興局農政商工課 米原市米原1016
- (2) 縦覧期間 令和5年3月24日から令和5年7月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和5年7月24日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について

次のとおり通知があった。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

大津湖南都市計画道路事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和5年3月23日付け近畿地方整備局告示第51号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画道路事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業3・5・101号本堅田衣川線
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津土木事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成26年近畿地方整備局告示第85号および平成27年近畿地方整備局告示第193号の事業地のうち大津市衣川二丁目字西羅および字庄田ならびに衣川三丁目字西羅および字庄田地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 平成26年近畿地方整備局告示第85号の事業地のうち大津市衣川二丁目字西羅および字庄田ならびに衣川三丁目字西羅および字庄田地内において事業地を変更する。
- 5 事業施行期間 平成26年4月23日から令和8年3月31日まで

一般競争入札の公告

令和5年度における琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名および数量 令和5年度琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託(その2)一式
 - (2) 委託業務の内容等 高島浄化センターにおける汚泥収集運搬業務および処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
 - (3) 委託期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
 - (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道高島浄化センター(高島市今津町今津448-106)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 5 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) その他入札に参加する者に必要な資格
- ア 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで(平成30年3月24日から令和5年4月27日まで)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。
- イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ウ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。
- エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:汚泥)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。
- オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合には、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証の写し
- エ 電子マニフェスト加入証の写し
- オ コンポストの原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し
- カ 業務提携による入札参加者を確認するための書類
- キ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書
- (2) 提出期間 令和5年3月24日(金)から令和5年4月10日(月)まで(滋賀県の休日定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。
- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和5年4月14日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和5年4月19日(水)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)
- なお、説明を求められた場合は、令和5年4月26日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- (2) 契約条項を示す期間 令和5年3月24日(金)から令和5年4月26日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zygyousya/nyusa>)

tsubaikyaku/itaku/) からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和5年4月26日(水)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和5年4月27日(木)11時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるものとする。

(3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant sludge as industrial waste disposal at Takashima Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline : 16 : 00, April 10, 2023

(3) Bid submission deadline : 16 : 00, April 26, 2023

(4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4213

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西市辺土地改良区の定款の変更は、令和5年3月8日に認可した。

令和5年3月24日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

人事委員会訓令

滋賀県人事委員会訓令第1号

滋賀県人事委員会事務職員服務規程(昭和37年滋賀県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4章中第20条の次に次の1条を加える。

(事故等の報告)

第20条の2 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故(公務外の軽微な自損事故を除く。)が発生したとき。
- (3) 交通違反(運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。)により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、改正後の滋賀県人事委員会事務職員服務規程(以下「新規程」という。)第8条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第32条の見出し中「報告書」を「特別休暇承認報告書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条とする。

第42条の見出しを「(事故等の報告)」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故(公務外の軽微な自損事故を除く。)が発生したとき。
- (3) 交通違反(運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。)により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第42条第2項中「前項の報告書」を「事故等報告書」に、「次の事項」を「当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を病院事業庁長に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 前項の規定による報告があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第43条の見出しを「(死亡届の提出)」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

正 誤

令和3年12月17日付け第267号滋賀県告示第623号中

ページ	行	誤	正
2	7	字永2190、2204、2225、2226、2230、字寿2233、	字永2190、2204、2225、2226、字寿2230、2233、

令和4年12月23日付け第371号道路の指定公告中

ページ	行	誤	正
6	下から6	湖南省石部北二丁目2026-10の一部、 2063-3、2061-2	湖南省石部北二丁目2026-10の一部、 2063-3の一部、2061-2の一部
		最小幅員14.0m	最小幅員5.0m